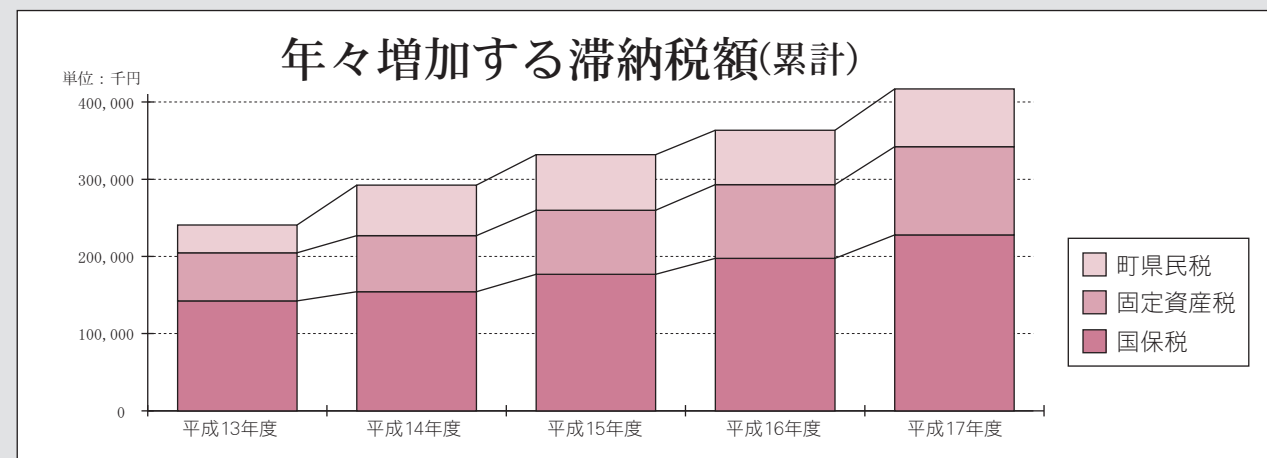


考えてみませんか？

私たちの身近にある税金は、それぞれの種類や状況によって公平に負担されるべきものです。しかし、残念なことに、社会の会費とも言える税金の滞納額が年々増加しています。

● 主な税の滞納額(累計)の推移 (旧志津川町・旧歌津町合算額) 単位：千円

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
町 県 民 税	63,065	65,309	72,005	70,660	74,824
固 定 資 産 税	62,398	72,827	82,913	95,455	114,470
国 保 税	142,307	154,192	176,885	197,390	227,704
合 計	267,770	292,328	331,803	363,505	416,998



このような滞納額の増加は、行政サービスの低下や、税率の上昇を招く恐れもあり、また、税負担の公平さを崩すものです。正当な理由のない滞納は許されるものではありません。町では、これらの滞納を解消するため、次のことを実施します。

- ・ 日曜窓口の開設により納税の便宜を図ります。
- ・ 納税相談を実施しながら、納付を促進して行きます。
- ・ 休日夜間等の臨戸訪問徴収を全庁体制で実施します。
- ・ 納税に便利な口座振替の活用を推進します。
- ・ 納税相談等にも応じない、いわゆる悪質な滞納者に対しては、給料や預貯金、不動産などを対象とした差し押さえや、行政サービスの一部制限を行います。



役場の窓口では日曜日も納税できます。

※歌津総合支所の窓口では、日曜窓口は行っていません。

私たちの「税」について

11/11(土)→17(金) 税を考える週間

11月11日～17日は、「税を考える週間」です。「税を考える週間」は、昭和49年に「税を知る週間」としてスタートし、平成16年から名称が変更されました。

この週間をきっかけに、私たち一人ひとりの問題として税について考えてみませんか？



税金の種類には次のようなものがあります。

国に納める税金

- ・ 所得税・法人税・相続税
- ・ 贈与税・印紙税・消費税
- ・ 酒税 など

都道府県に納める税金

- ・ (都)道府県民税
- ・ 事業税・不動産取得税
- ・ 自動車税 など

市町村に納める税金

- ・ 市(区)町村民税
- ・ 固定資産税・軽自動車税
- ・ 国民健康保険税 など

税金は私たちの身近なところでも活かされています。

公立学校の児童・生徒の教育費	私たちの生活や安全を守るための警察消防費	国民医療費の公費負担額	市町村のゴミ処理費用
<p>1人当たり年間教育費 小学生845,000円 中学生938,000円 高校生906,000円 (全日制)</p>	<p>国民1人当たり 約40,600円</p>	<p>国民1人当たり 約84,200円</p>	<p>国民1人当たり 約18,300円</p>

※平成15年度の国と地方公共団体の負担額の合計額

国税庁からのお知らせ

国税庁では、「税を考える週間」において各種の広報・公聴活動を行います。本年度は、「少子・高齢化と税」をテーマとして情報提供を行うとともに、税務行政のIT化への取り組みについて理解を深めてもらう観点から、「国税電子申告・納税システム (e-Tax)」を重点的に広報いたします。

【国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)】

国税庁ホームページのインターネット番組「Web-TAX-TV」でe-Taxに関する番組を配信しておりますので、是非アクセスしてください。